

八尾市における成年後見制度の 利用状況について

2024年10月8日

法制審議会民法（成年後見等関係）部会

八尾市健康福祉部次長兼福祉事務所長 岡本 由美子

資料構成

1. 八尾市の概況（P.3～）
 2. 成年後見制度の利用状況（P.5）
 3. 市長申立てについて（P.6～）
 4. 後見人等の選任後の関わりについて（P.14）
 5. 制度の見直しにあたって実務上の課題（P.15）
- 【参考】 意思決定支援の取組について（P.16）**

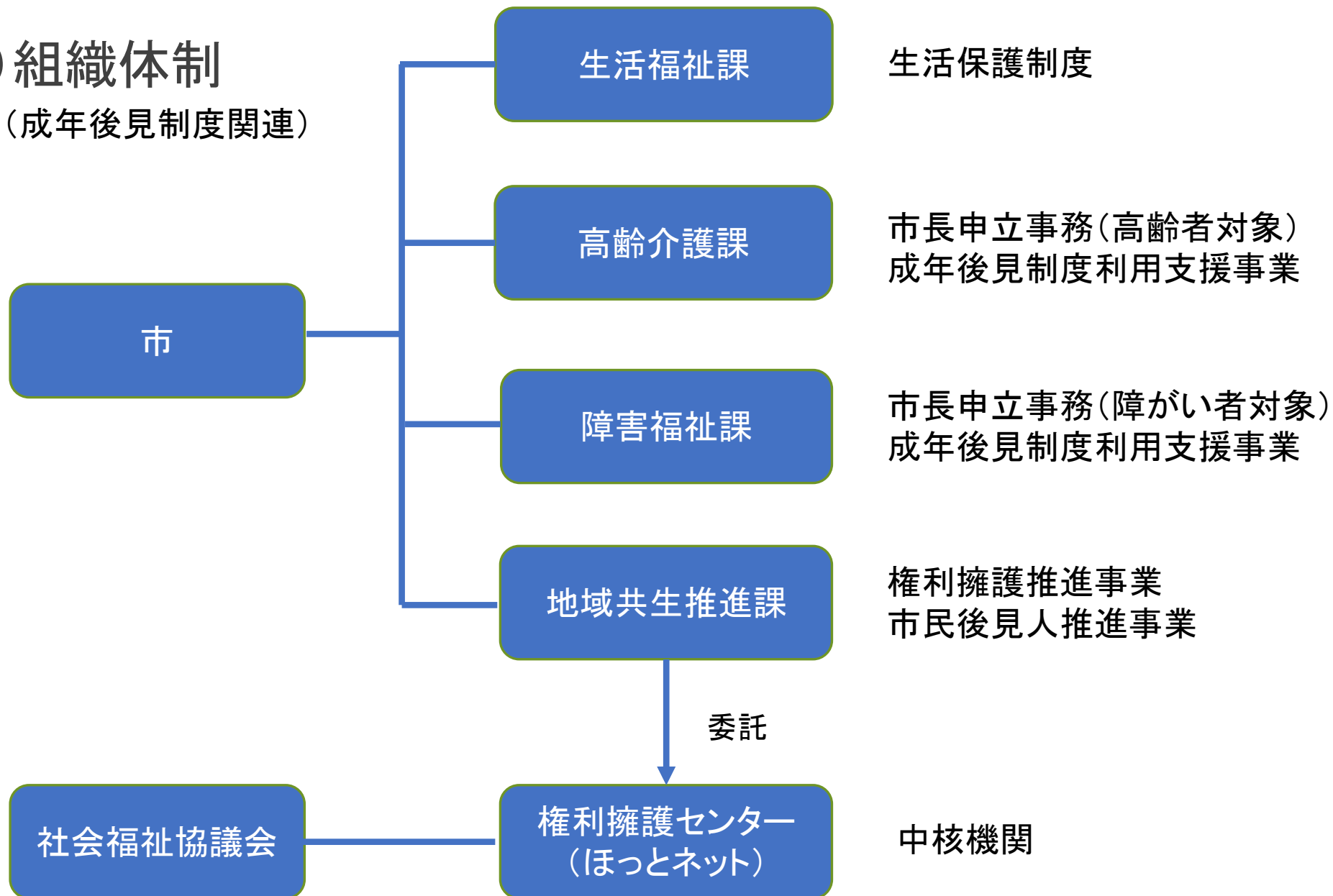
1. 八尾市の概況

(1) 基本情報

項目	数値等
(1)人口	259,786人(令和6年7月末時点)
(2)高齢化率	28.3%(令和6年7月末時点)
(3)要支援・要介護認定者数	18,791人(令和6年3月末時点)
(4)療育手帳所持者数	3,321人(令和6年3月末時点)
(5)精神障がい者保健福祉手帳所持者数	3,722人(令和6年3月末時点)
(6)日常生活自立支援事業利用者数	176人(令和6年7月末時点)
(7)地域包括支援センター	委託型:15か所、基幹型:市直営1か所
(8)障がい者相談支援事業所	委託型:4か所、基幹型:市直営1か所
(9)中核機関	社会福祉協議会へ委託(市単独設置) 「権利擁護センターほっとネット」

(2) 組織体制

(成年後見制度関連)



2. 成年後見制度の利用状況

毎年の利用者数 (各年1～12月)	令和3年	令和4年	令和5年
後見類型	321人	315人	328人
保佐類型	103人	111人	110人
補助類型	31人	29人	31人
任意後見制度	7人	8人	3人
合計	462人	463人	472人

※利用者数については、大阪家庭裁判所提供の数値

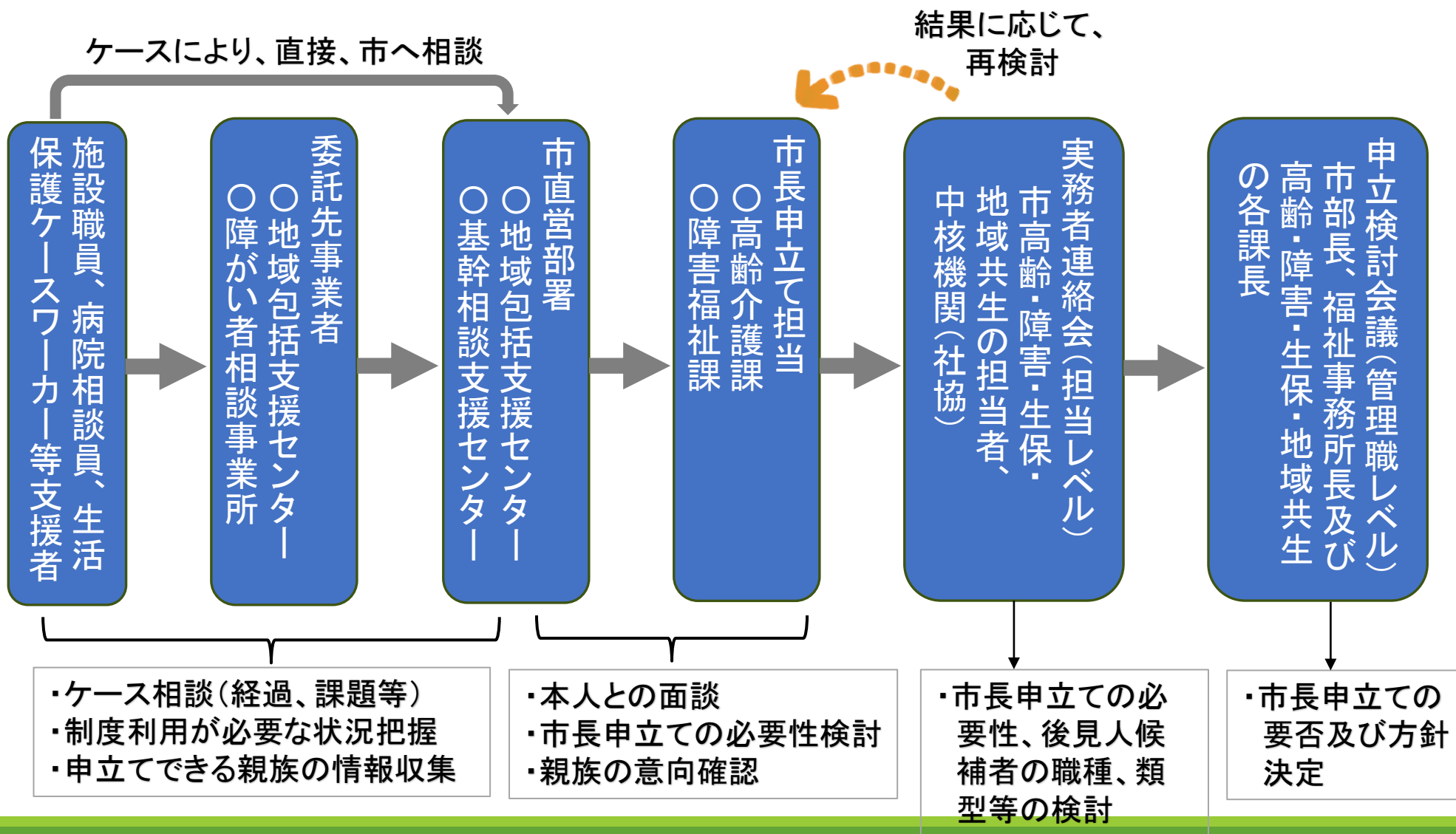
市長申立件数 (年度ごとの実績)	11人 うち報酬助成対象 1人	8人 うち報酬助成対象 2人	7人 うち報酬助成対象 0人
市民後見人受任者数 (各年4月1日時点)	7人	7人	7人

3. 市長申立てについて

(1) 対象者像 ※実際の申立てケースより

- 経済的虐待を受けている方
- 虐待を受けていて、虐待する家族等からの分離が必要となった方
- 親族等からの支援が見込めない方で、次のような状況の方
 - ・独居で認知機能が低下し、自身で金銭管理が困難
 - ・セルフネグレクト(自分の健康や安全を損なう行動)がある
 - ・精神科病院から退院するにあたり、地域生活へ移行のため、住居確保が必要だが契約能力がない
 - ・日常生活自立支援事業を利用していたが、判断能力が低下

(2) 検討の流れ



(3) 検討内容、支援関係者とのやりとり

- 相談が寄せられたら、対象者の判断能力及び病状、収入・財産、後見申立ての動機（後見人に求められる支援内容）、申立てに至る経過（家族との関係性、日常生活の様子等を含む）を整理のうえ、市長申立ての必要性を検討する。
- 実務者連絡会のあと、本人情報シートの作成を依頼。主となる支援者（施設職員、病院相談員、委託型地域包括支援センター職員）がいれば、その方に依頼している。支援関係者が複数いる場合は、各々から情報を集めて市職員が作成する場合もある。
- 支援関係者がチームとしてまとまっていないこともあり、複数の支援者からの情報を整理することに時間を要する場合がある。
- 類型については、主治医の診断書と本人との面談をもとに、担当部署内で検討する。主治医には、診断書作成依頼と同時に、鑑定への協力依頼も行う。

(4-1) 市長申立てケース事例(認知症高齢者・経済的虐待)

- 82歳男性、賃貸の集合住宅に居住。病歴:軽度知的障がい、脳梗塞、認知症。24歳で上阪し、近隣に住む姉に金銭管理を任せていたが、数年前に姉が死去した後は、その息子(甥)が管理。
- 2年前に甥が年金生活になってから、本人への生活費の手渡しが途絶え始める。
- その後、家賃と光熱水費も支払いが滞り、本人から古い友人に「食事をしていない」と訴えたことから地域包括支援センターの介入が始まる。
- 家賃滞納が続いたこともあり、退去せざるをえない状況となり、養護老人ホームに措置入所となる。
- 本人申立ては困難であり、他に支援が期待できる親族はいない。預貯金等の管理、施設入所契約等が必要であり、専門職後見人を候補者として市長申立てを検討。

(4-2) 市長申立てケース事例(認知症高齢者)

- 84歳女性、グループホーム在住、要介護3。病歴:認知症、統合失調症。複数回の結婚歴あり、子2人もうけるも、1子は既に他界し、もう1子とは長期間交流なし。
- 5年前、夫が他界。その後、不安神経症を発症し、単身生活の継続が困難となり、現グループホームに入居した。
- 社協の日常生活自立支援事業を利用。年金だけでは医療費用・介護費用の捻出が困難となり、社協が支援して、生活保護を受給することとなる。
- 徐々に認知機能の低下が見られ、主治医から「後見相当」との意見が出される。
- 本人申立ては困難であり、他に支援が期待できる親族はいない。預貯金等の管理、介護サービスの利用契約等が必要であり、市長申立てを検討。市民後見人を候補者として想定。

(4-3) 市長申立てケース事例(知的障がい、精神障がい)

- 58歳男性、精神科病院入院中、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳1級。病歴:統合失調症。両親とも既に他界。兄がいるが、長期間交流なし。
- 20年前、同居していた母が他界後、単身生活となる。近隣住民への迷惑行為がエスカレートし、1年前に措置入院。その後、医療保護入院に切り替え。(賃貸住宅は契約したままの状態)
- 金銭管理は、日常生活自立支援事業を利用。
- 服薬は指示通りに継続しているが、生活全般への支援が必要な状態であり、退院にあたり施設入所が適当との主治医の診断がある。(施設入所について、本人は拒否的な反応は見せない。)
- 本人申立ては困難であり、他に支援が期待できる親族はいない。預貯金等の管理、賃貸物件の解約、施設入所契約が必要であり、専門職後見人を候補者として市長申立てを検討。

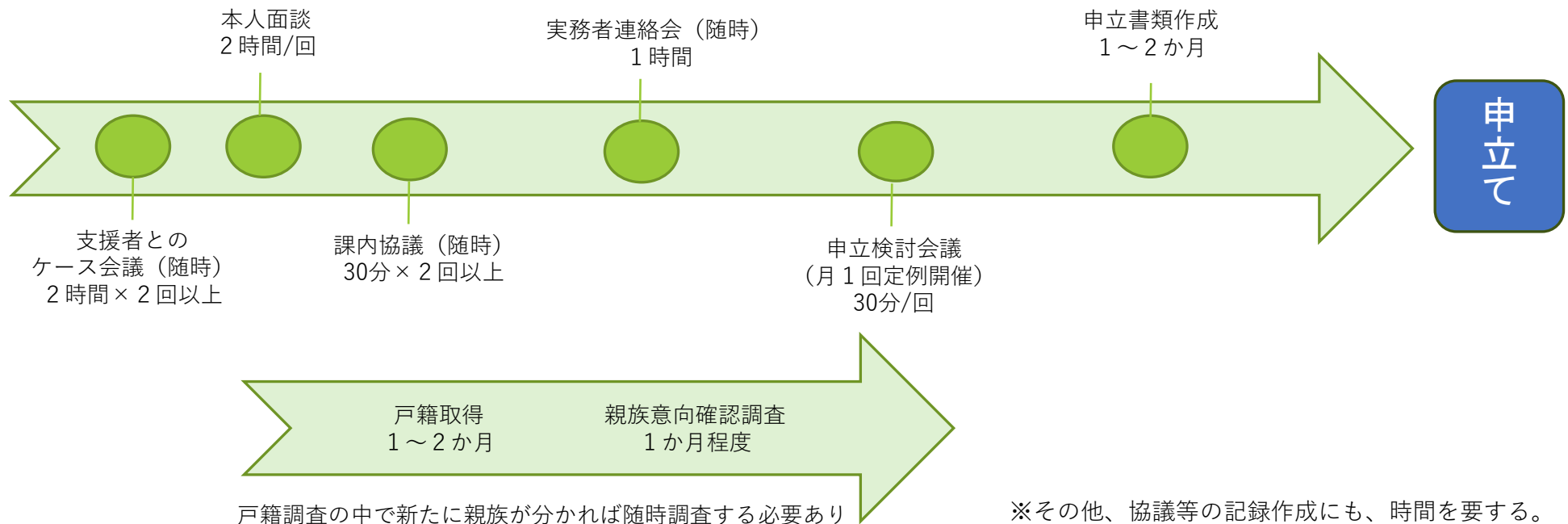
(5-1) 事務上の課題

- 診断書取得の際、特に精神障がいがある場合、病状が安定していないことにより、診断書取得までに時間がかかる。
- 申し立て書類が多く、手間と時間がかかる。事務担当者の経験値が少ないと、必要な書類の判断に手間取る。一式揃えた頃には数か月が経過してしまい、書類再取得が必要となる場合もある。なお、市の事務担当者は人事異動により、手続きの途中で担当者が交代になることも多い。
- 戸籍法の改正で令和6年3月より、本籍地が他市の分も、本市の戸籍担当課で交付できるようになったが、附票(住所の記載あり)は取得できず、親族調査のためには本籍地へ請求する必要がある。

(5-2) 事務上の課題

- 市長申立て担当者は、障がい部門1名、高齢部門1名で、いずれも他業務との兼務。申立に係る事務は、主たる業務ではない。
- 市長申立て1件につき、相談から家裁への申立て書類提出までに、少なくとも4～5か月を要している。

申立てまでのスケジュール(一例)



4. 後見人等の選任後の関わりについて

- 後見人の選任後は、市長申立て部署としては支援終了となる。
- 報酬助成しているケースについては、後見人との事務的な関わりは継続する。
- 本人の支援チーム(ケースによるが、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ヘルパー等のサービス事業所等)は、引き続き本人及び後見人に関わり続ける。
- 中核機関は、実務者連絡会を通じてケース概要の情報は得ているが、本人や支援チームとの関わりは、別途、個別に相談がないと動けない。(実務者連絡会は、あくまで、申立ての必要性を中心とした検討の場という位置づけ)

5. 制度の見直しにあたって実務上の課題

- 終わりのある制度になった場合、再度の申立時の事務手続き(申立て書類作成、戸籍調査・親族調査の実施)が簡略化されないと、事務が間に合わない。
- 制度見直しにより様式変更される場合は、事前の周知を十分に行っていただき、医師や医療・介護・福祉関係者に分かりやすく、煩雑でない様式としていただきたい。特に、診断書、本人情報シートについては、行政から作成依頼を行うため、記入者の混乱を最小限にしたい。
- 後見人の交代について、専門職後見人から市民後見人へのリレーは効果的だと考える。市民後見人養成講座修了者の活躍促進にもつながる。
- 報酬助成にかかる予算の確保が課題となる。助成する際には、被後見人のために必要な後見事務が適切になされているかが確認できるようなしくみづくりも必要である。
- 現状、後見相当の申立てがほとんどのため、全ケースについて個別の代理権・取消権の設定をするとすると、事務が煩雑になる。

【参考】 意思決定支援の取組について

- 本人を消費者被害等の権利侵害から守る(軽い被害でおさめる)ために、厚生労働省の権利擁護支援モデル事業(以下、「モデル事業」という。)を活用した、当市の取組は有効。本人の気持ちに寄り添って、お金や生活全般の見守りは対応できたが、事業化するには、人材と支援体制に限界がある。また、金銭管理については仕組み化に至らず。
- モデル事業を通じて、介護・福祉関係者だけでは、本人の意思決定支援を行き渡らせることは難しい現状とその部分の支援を担う人材の必要性が明らかになった。
- 成年後見制度の利用者だけでなく、制度の利用に至る前の方も、また、在宅生活の方も施設利用者も、意思決定支援が必要な方は多い。

NEWS
≡

トピックス



ほっとネット
のこと



日常生活
自立支援事業のこと



成年後見制度
のこと



市民後見人
のこと



ほっとネットへ
のお問い合わせ

認知症になっても 障がいがあっても
「自分らしく暮らしたい」をお手伝いします。

クリック

このようなことで
お困りでは
ありませんか？



八尾市の市民後見人さんの活動事例を公開しています。
市民後見人活動がよりリアルに感じていただけると思います。
是非ご覧ください。

八尾市社会福祉協議会
権利擁護センターほっとネット
<http://yaosyakyo.org/kenri/>

下記からアクセスいただけます。



ご清聴ありがとうございました